

日行連発第 1030 号
日政連発第 183 号
令和元年 11 月 27 日

各 単 位 会 長 様
各 支 部 長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
日本行政書士政治連盟
会長 井口 由美子

改正行政書士法成立のご報告と御礼

平素より当会の事業活動にご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、行政書士法改正について、令和元年 11 月 21 日付の日行連発第 993 号・日政連第 179 号「「行政書士法の一部を改正する法律案」の経過報告について」にて衆議院を可決・通過した旨ご報告させていただいたところですが、昨日開催の参議院総務委員会を経て、本日開催の参議院本会議において全会一致で可決・成立いたしましたので、ご報告いたします。

各単位会・各支部の皆様におかれましては、今般の法改正に対し格別のご理解ご協力を賜り、各地元議員への要請活動等、多大なるご尽力をいただきました。皆様のおかげをもちまして、今回の法改正が実現しましたこと、深謝申し上げます。また、お世話になりました各地元議員へ感謝の気持ちをお伝えしていただきますとともに、地元レベルでの親交を深めていただきますようお願いいたします。

日行連及び日政連といたしましても、今回の法改正にとどまらず、行政書士制度のさらなる発展のため、引き続き推進して参りますので、今後とも皆様方のご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の改正法の施行に向けての必要な措置につきましては、あらためて各単位会にお示しいたしますこと申し添えます。

【添付資料】

○行政書士法の一部を改正する法律案要綱・法律案・新旧対照表

以上

行政書士法の一部を改正する法律案要綱

第一 目的の改正

法律の目的に、国民の権利利益の実現に資することを明記すること。

(第一条関係)

第二 社員が一人の行政書士法人の設立等の許容

一 行政書士法人を社員一人で設立することができるものとすること。

(第十三条の三及び第十三条の八第一項関係)

二 行政書士法人の解散事由として、社員の欠亡を追加すること。(新第十三条の十九第一項第七号関係)

三 社員が一人になつたことを行政書士法人の解散事由とする規定を削ること。

(第十三条の十九第二項関係)

四 行政書士法人の清算人は、社員の死亡により社員が欠亡し、行政書士法人が解散するに至つた場合は、当該社員の相続人の同意を得て、新たに社員を加入させて行政書士法人を継続することができるものとすること。

(新第十三条の十九の二関係)

第三 行政書士会による注意勧告に関する規定の新設

(新第十七条の二関係)

行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の处分に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとすること。

第四 施行期日等

(附則関係)

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を経過した日から施行すること。
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

行政書士法の一部を改正する法律案

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「寄与し、あわせて、」を「寄与するとともに」に改め、「利便」の下に「に資し、もつて国民の権利利益の実現」を加える。

第十三条の三中「組織的に」及び「共同して」を削る。

第十三条の八第一項中「共同して」を削る。

第十三条の十九第一項に次の一号を加える。

七 社員の欠亡

第十三条の十九第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第一項とする。

第十三条の十九の四を第十三条の十九の五とし、第十三条の十九の三を第十三条の十九の四とし、第十三条の十九の二を第十三条の十九の三とし、第十三条の十九の次に次の一条を加える。

（行政書士法人の継続）

第十二条の十九の二 行政書士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至った場合に限り、当該社員の相続人（第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者の同意を得て、新たに社員を加入させて行政書士法人を継続することができる。）

第十三条の二十一第二項中「若しくは第六号又は第二項」を「から第七号まで」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（注意勧告）

第十七条の二 行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の处分に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対し、注意を促し、又は必要な措置を講ずべき」とを勧告することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を経過した日から施行する。

(行政書士法人の継続に関する経過措置)

- 2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の行政書士法第十三条の十九第二項の規定により解散した行政書士法人は、同日以後その清算が結了するまで（解散した後三年以内に限る。）の間に、その社員が当該行政書士法人を継続する旨を、その主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立される行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に届け出ることにより、当該行政書士法人を継続することができる。

理 由

近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、法律の目的に国民の権利利益の実現に資することを明記し、社員が一人の行政書士法人の設立を可能とする措置を講ずるとともに、行政書士会による会員に対する注意勧告に関する規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政書士法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（目的）

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを目的とする。

（設立）

第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を行うことを目的として、行政書士が設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

（設立の手続）

第十三条の八 行政書士法人を設立するには、その社員となろうとする行政書士が、定款を定めなければならない。

2・3 【略】

（解散）

第十三条の十九 【略】

一～六 【略】

七 社員の欠亡

現 行

（目的）

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。

（設立）

第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を組織的に行うことの目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

（設立の手続）

第十三条の八 行政書士法人を設立するには、その社員となろうとする行政書士が、共同して定款を定めなければならない。

2・3 【略】

（解散）

第十三条の十九 【略】

一～六 【略】

【新設】

〔削る〕

2 行政書士法人は、前項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届けなければならない。

(行政書士法人の継続)

第十三条の十九の二 行政書士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を加入させて行政書士法人を継続することができる。

(裁判所による監督)

第十三条の十九の三 〔略〕

(解散及び清算の監督に関する事件の管轄)

第十三条の十九の四 〔略〕

(検査役の選任)

第十三条の十九の五 〔略〕

2

行政書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。3 行政書士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

〔新設〕

第十三条の十九の二 〔略〕

(解散及び清算の監督に関する事件の管轄)

第十三条の十九の三 〔略〕

(検査役の選任)

第十三条の十九の四 〔略〕

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第十三条の二十一　【略】

2 会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条规定から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十六条规定から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、行政書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十二条第五号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十二条第四号又は第七号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第五号から第七号まで」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第

第十三条の二十一　【略】

2 会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条规定から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、行政書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十二条第五号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十二条第四号又は第七号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第

六百四十一号第一号から第三号まで」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十一条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「行政書士法第十三条の二十の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「行政書士法第十三条の二十一第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

357 [略]

(行政書士会の報告義務)

第十七条 [略]

(注意勧告)

第十七条の二 行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対しても注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

六十九条中「第六百四十一号第一号から第三号まで」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十一条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「行政書士法第十三条の二十の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「行政書士法第十三条の二十一第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

357 [略]

(行政書士会の報告義務)

第十七条 [略]

[新設]